

別海町みんなでつくる自治基本条例
検討委員会研修会

自治基本条例とは何か

平成22年9月22日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
水澤 雅貴

自己紹介

●水澤 雅貴(みずさわ まさたか)

●昭和25年2月6日 八雲町生まれ 60歳

●学歴

- ・昭和49年3月 早稲田大学社会科学部卒業
- ・平成16年3月 北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了
- ・平成20年3月 北海道大学公共政策大学院修士課程修了

●職歴

- ・昭和49年 4月 日本電信電話公社 入社
- ・平成17年12月 NTT東日本一北海道 退職
- ・平成19年6月 特定非営利法人公共政策研究所理事長就任 (北海道認証)
- ・平成20年4月 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

●経験

- ・平成15年10月～平成17年6月 苫小牧市自治基本条例等検討懇話会会長
- ・平成18年4月～平成19年3月 江別市自治基本条例市民懇話会ファシリテーター
- ・平成20年8月～平成21年8月 八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー
- ・平成21年10月～ 美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議アドバイザー
- ・平成21年10月～ 中標津町自治基本条例(仮称)検討職員プロジェクトアドバイザー
- ・平成22年8月～ 大空町自治基本条例検討委員会アドバイザー
- ・平成22年8月～ 八雲町協働のまちづくり推進プラン策定アドバイザー

きょうのテーマ

1. 自治基本条例施行の現状
2. 今、起きていること
3. 自治の主体
4. 自治のしくみ
5. 生きた自治基本条例となるために

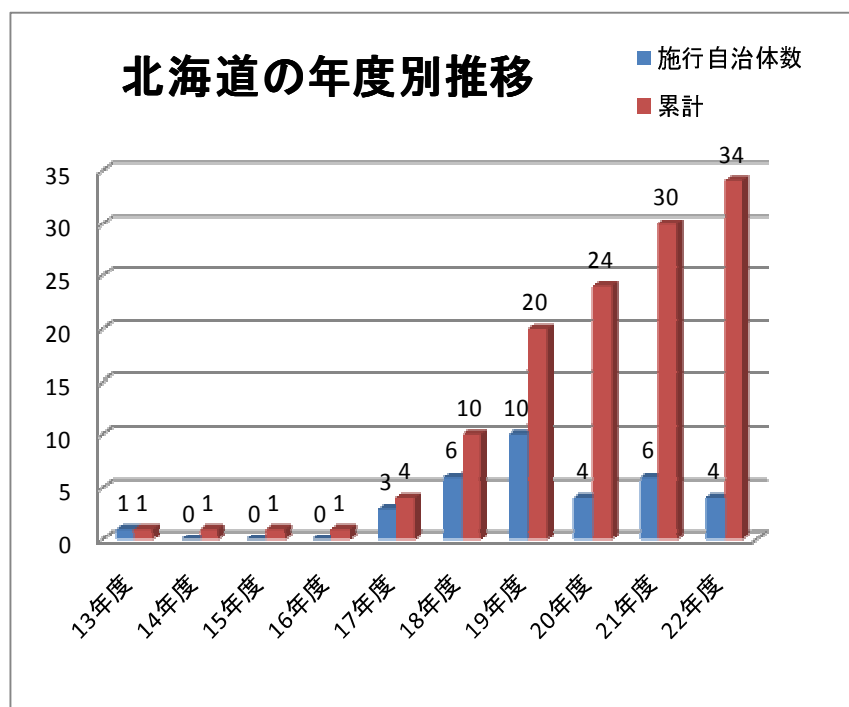
1. 自治基本条例施行の現状

(1) 北海道の自治基本条例施行状況(H22. 4. 1現在)

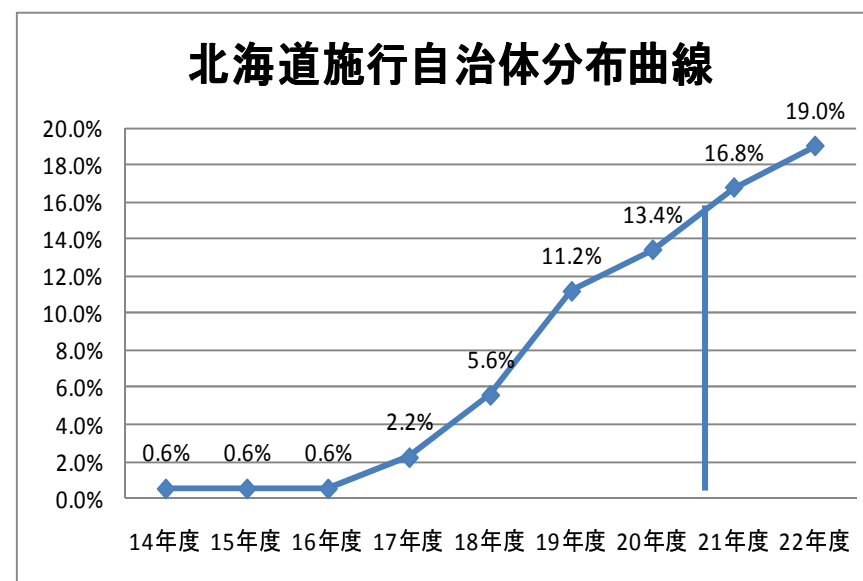
北海道の179自治体における自治基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施行自治体数	1	0	0	0	3	6	10	4	6	4
累計	1	1	1	1	4	10	20	24	30	34
比率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	2.2%	5.6%	11.2%	13.4%	16.8%	19.0%

(注) 比率は全自治体に占める施行自治体の比率



社会学者エベレット・ロジャースの「イノベーション普及理論」は、まだ社会に普及していない新しいモノ(商品等)やコト(行動等)がどのような過程を経て普及していくかを分析したものです。分析の結果、16%のラインを超えると急激に普及率が上昇することを発見し、ロジャースはこれを「普及率16%の論理」として提唱しています。



北海道の自治基本条例の普及状況をロジャースのイノベーション普及理論で検証してみる。

- ①革新者(冒険者) (2. 5%) = 4自治体
- ②初期採用者(オピニオンリーダー) (13. 5%) = 24
- ③前期多数採用者(早期採用者) (34%) = 61
- ④後期多数採用者(大勢順応者) (34%) = 61
- ⑤遅滞者(伝統志向者) (16%) = 29

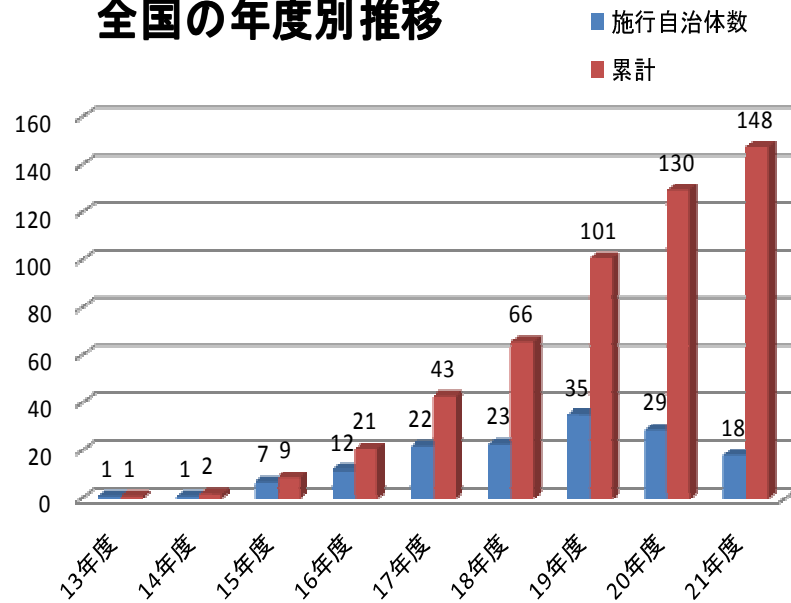
(2) 全国の自治基本条例施行状況(H21. 4. 1現在)

全国の1750自治体における自治基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
施行自治体数	1	1	7	12	22	23	35	29	18
累計	1	2	9	21	43	66	101	130	148
比率	0.1%	0.1%	0.5%	1.2%	2.5%	3.8%	5.8%	7.4%	8.5%

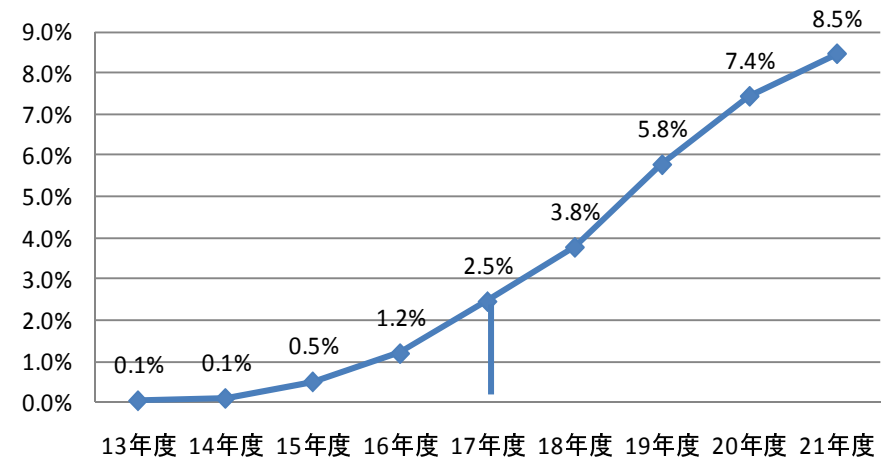
(注) 比率は全自治体に占める施行自治体の比率

全国の年度別推移



普及率16%を超える時点の予想
 $= (280 - 148) / 16 = 8.25$ 年
 8年後の平成29年度?

全国施行自治体分布曲線



全国の自治基本条例の普及状況をロジャースのイノベーション普及理論で検証してみる。

- ①革新者(冒険者) (2.5%) = 44自治体
- ②初期採用者(オピニオンリーダー) (13.5%) = 236
- ③前期多数採用者(早期採用者) (34%) = 595
- ④後期多数採用者(大勢順応者) (34%) = 595
- ⑤遅滞者(伝統志向者) (16%) = 280

(3) 北海道における条例施行状況

NO	自治体名	自治基本条例	議会基本条例	参加条例
1	二セコ町	平成13年4月1日		
2	奈井江町	平成17年4月1日		
3	苫前町	平成17年10月1日		
4	登別市	平成17年12月21日		
5	清水町	平成18年4月1日		
6	遠別町	平成18年4月1日		
7	沼田町	平成18年4月1日		
8	音更町	平成18年10月1日		
9	白老町	平成19年1月1日		
10	芽室町	平成19年3月5日		平成16年5月1日
11	下川町	平成19年4月1日		
12	札幌市	平成19年4月1日		
13	苫小牧市	平成19年4月1日		平成21年4月1日
14	留萌市	平成19年4月1日		
15	帯広市	平成19年4月1日	平成22年4月1日	
16	稚内市	平成19年4月1日		
17	中札内村	平成19年4月1日		
18	遠軽町	平成19年4月1日		平成19年4月1日
19	美唄市	平成19年9月1日		
20	七飯町	平成19年10月1日		
21	平取町	平成20年4月1日		
22	上川町	平成20年4月1日		
23	石狩市	平成20年4月1日		平成14年4月1日
24	芦別市	平成20年10月1日		
25	上富良野町	平成21年4月1日		
26	幌延町	平成21年4月1日		平成21年4月1日
27	福島町	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
28	厚沢部町	平成21年4月1日		
29	三笠市	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
30	江別市	平成21年7月1日		
31	八雲町	平成22年4月1日		
32	名寄市	平成22年4月1日	平成21年4月1日	
33	和寒町	平成22年4月1日	平成22年4月1日	
34	士幌町	平成22年4月1日		
35	北海道	平成14年10月18日	平成21年7月10日	
36	知内町		平成20年4月1日	
37	今金町		平成19年5月1日	
38	栗山町		平成18年5月18日	
39	旭川市			平成15年4月1日
40	富良野市			平成17年7月1日
41	伊達市			平成19年4月1日
42	北広島市			平成21年6月1日

今起きていることの予備知識

戦後日本の高度経済成長

⇒大量生産、大量物流、大量消費 ⇒ 規格や水準の画一化 ⇒ 国単位

⇒中央集権型の仕組みが有効に機能

1990年代、国境を前提とする国際化から、国境が低くなるグローバル化の時代へ量を中心とする産業国家からの構造変化を求める外部環境が強くなった。

(注)ベルリンの壁崩壊1989 ソ連の崩壊 1991

⇒国境を境として内外を分け、内に対して中央集権型統治を展開する枠組みが限界

⇒地方に対して、中央集権型統治から脱して、自らの価値観を形成する下からの民主主義に支えられた新たな創造が求められるようになった。

⇒地域主権(下からの民主主義、住民の自発的意思に基づく公共性の実現)

⇒自己決定のルール ⇒ 自治基本条例

(注)地方分権の推進に関する決議 1993 地方分権一括法施行 2000 ニセコ町まちづくり基本条例施行 2001

グローバル化 ⇒ 市場性(1円でも安い)と効率性(1秒でも早い)を軸に規模の大きい資源への同質化が行われることで、一国の自立性、持続性の確保を困難にしてしまう。

⇒ 一国がグローバル化の流れと共存するには、一国を構成する各地域が持つ異なる資源に根ざした多様な経済社会活動の推進が不可欠となる。外との同質化を進める外生(発)的政策から脱却することが求められる。

⇒ リージョナル化(地域化) ⇒ 道州制

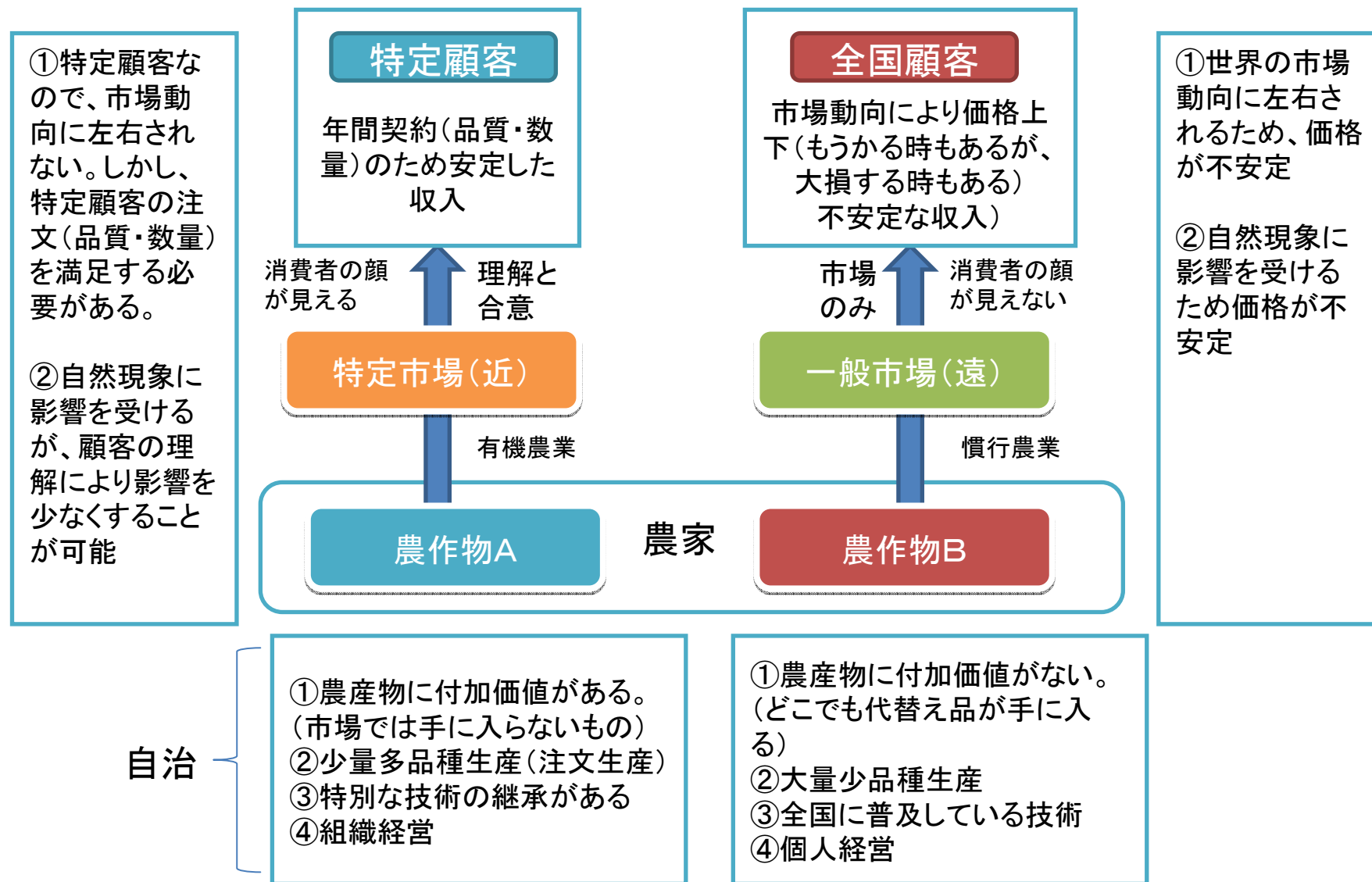
⇒ 外生(発)的政策(活力の源泉を外部に求める)に依存していればグローバル化の波に飲み込まれる。地域が有する資源等に根ざした内生(発)的活力(活力の源泉を内部から生み出す力)を確保することが重要

(注)内発的政策とは 観光事業は? 移住者獲得事業は? 産業誘致事業は?

⇒ 地域の内生(発)的活力を発揮するには、戦後日本の政策の柱であった均衡ある国土の発展(全国画一、同質)の発想と体質から抜け出すことであり、中央集権型統治からの脱却することを意味している。

参考文献:宮脇淳「創造的政策としての地方分権」(2010 岩波書店)

地域の内生(発)的活力を活用した事例



2. 今、起きていること

戦後日本のしくみの崩壊（中央集権の崩壊） ⇒地域主権型社会へ再構築

（地域のことは地域で決める＝自己決定のルールがある社会へ）

●公の領域（議会及び行政）

○公共は議会及び行政だけでは担えない。又は、町民が無関心では公共は成り立たない。

（少子高齢化社会—右肩下がりの税収—行政規模縮小）

⇒住民も公共を担う ⇒ 権利の付与 ⇒ 町民の自発性

○議会及び行政の役割が地域主権に対応していない。

信託している町長・議員の役割の再確認

⇒住民の意思に基づくこと、住民の権利保障すること

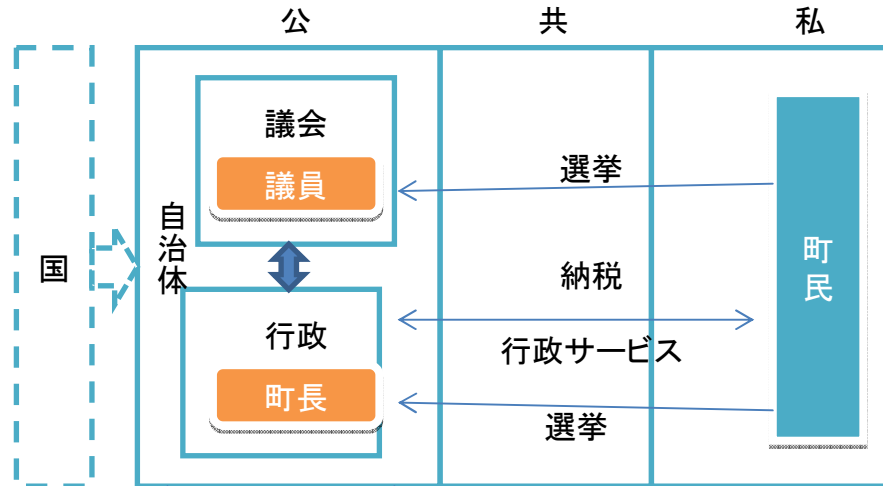
●共の領域（地域社会）

○地域社会の担い手がない。 ⇒担い手づくり

地域の宝探しができる地域社会 ⇒自発的公共関係の再構築

公共は議会及び行政だけでは担えない

(住民も公共を担うー町民の発見)



公共は議会及び行政が担う(中央集権のしくみ)

公共は町民も共に担う(地域主権のしくみ)

上越市自治基本条例より

(市議会の権限)

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市意思を決定する。

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

中央集権＝国が決め、自治体が実施



地域主権＝自治体が自ら決め、自ら実施

- ・財政赤字(中央集権のつけ)
- ・グローバル化(地域間競争)

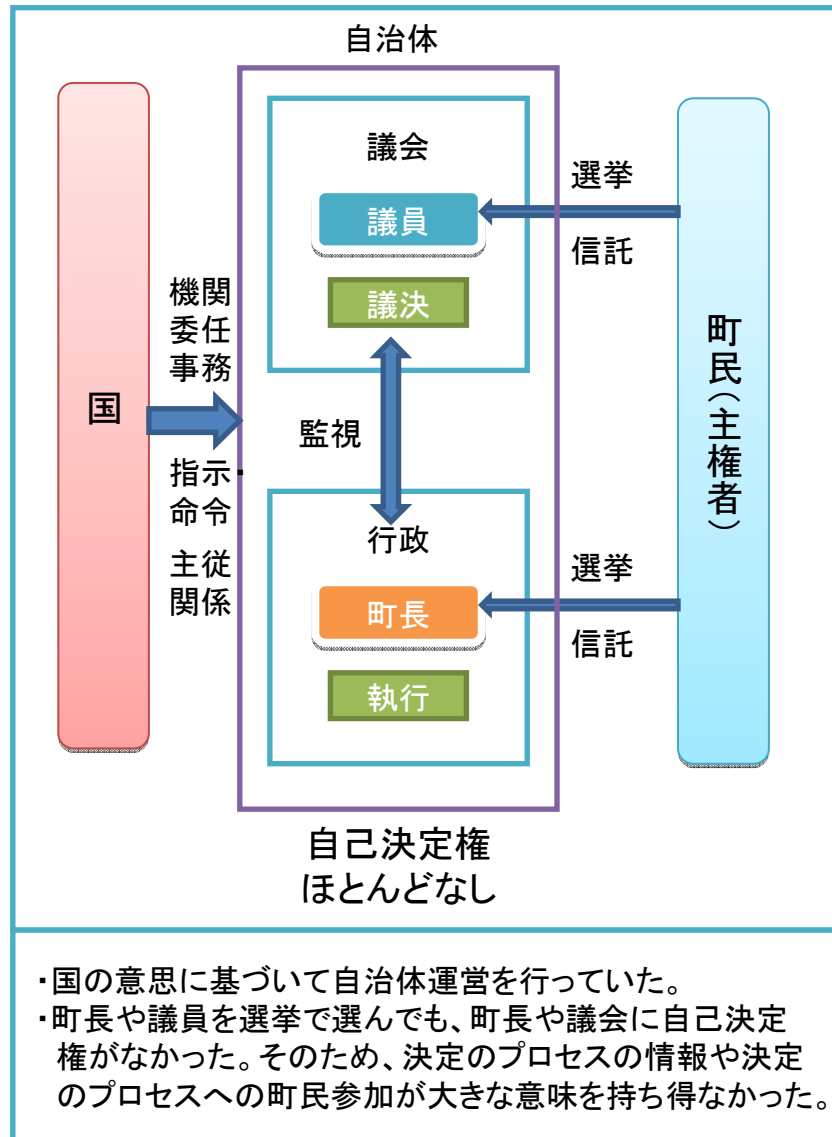
市民主権＝市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。(上越市自治基本条例第3条自治の基本理念)



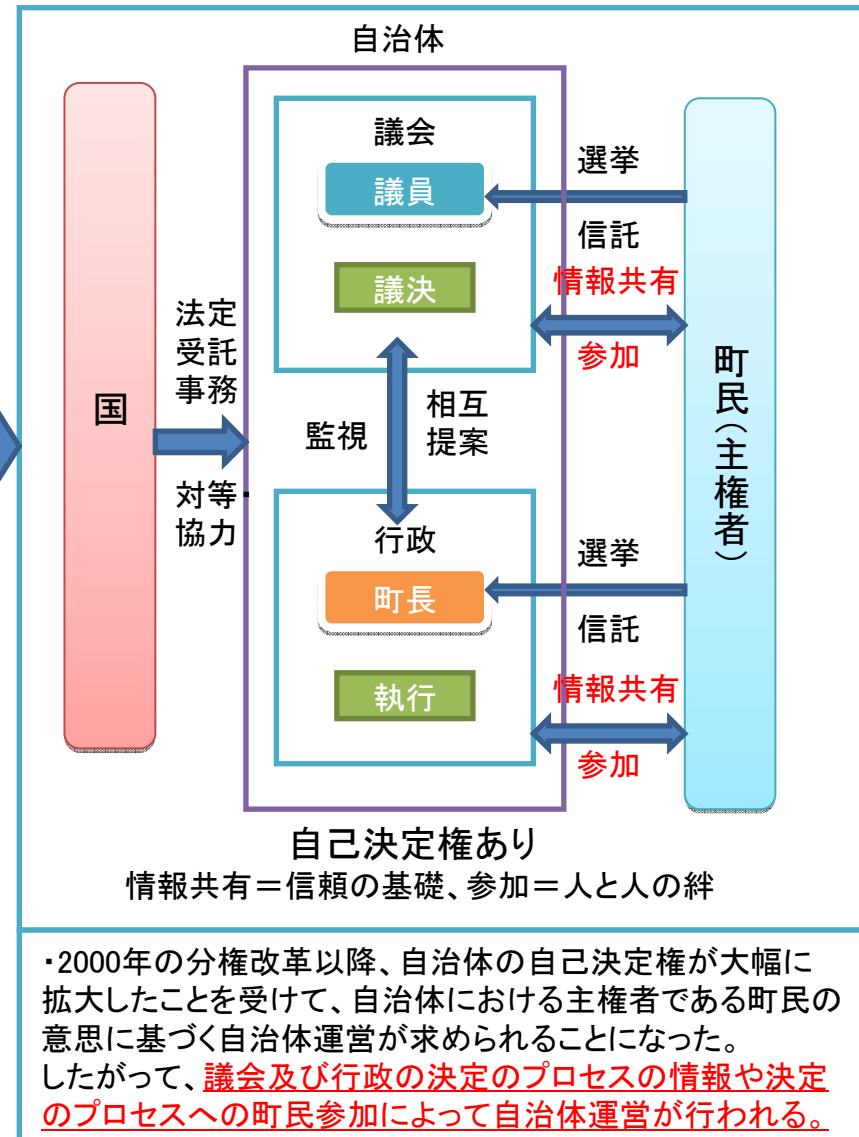
新たな自治体運営＝公共は議会及び行政のみで運営するのではなく主権者である町民との課題(情報)の共有と決定プロセスへの町民参加によって運営され、決定は議会が、計画・執行は行政が行うことで運営される。

・議会及び行政の役割が地域主権に対応していない (信託している町長・議員の役割の再確認(自治体の発見))

2000年4月1日以前の中央集権型自治体運営

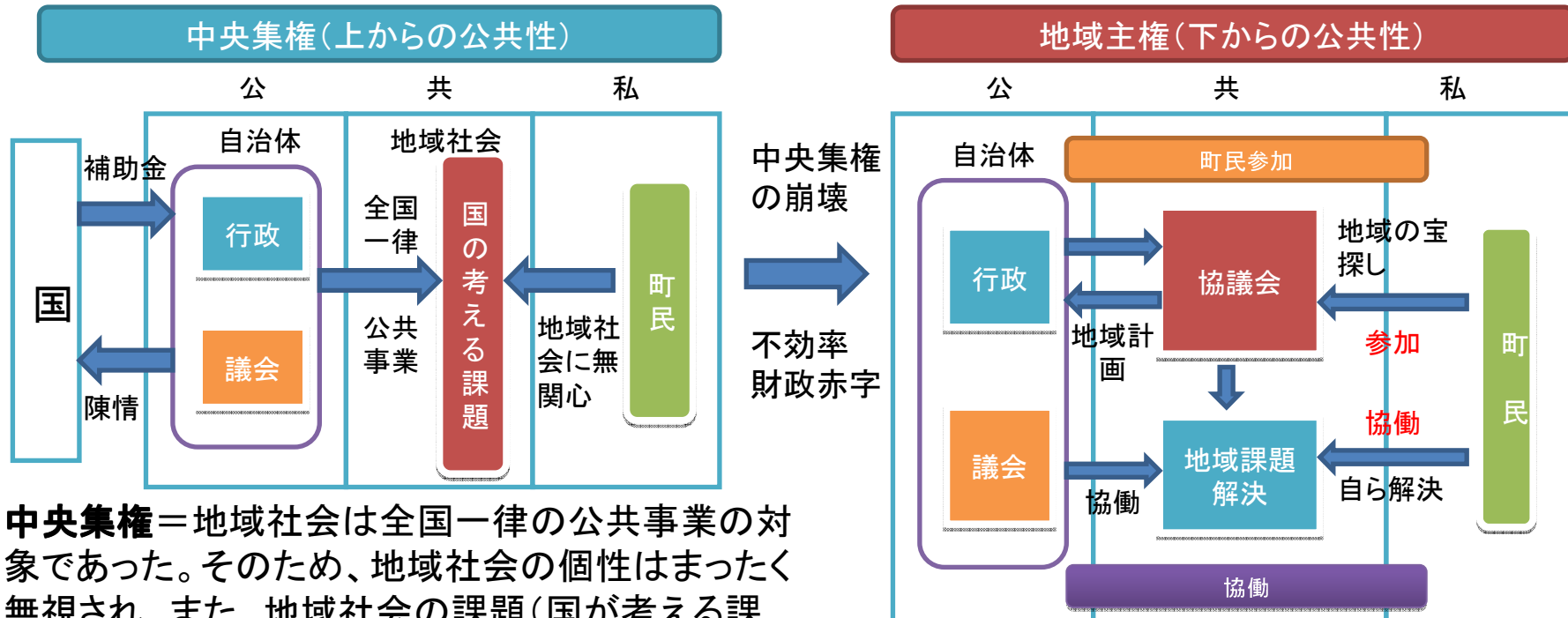


2000年4月1日以降の地方分権型自治体運営(地域主権型)



地域社会の担い手がない(担い手づくり)

(地域の宝探しができる地域社会＝自発的公共関係再構築＝地域社会の発見)



中央集権＝地域社会は全国一律の公共事業の対象であった。そのため、地域社会の個性はまったく無視され、また、地域社会の課題(国が考える課題)は自治体が担うのではなく、国によって担われてきた。

地域社会の課題＝国が考える課題＝外発的課題

自治体は外発的課題発見に対応することで、足元の地域の宝には目もくれない対応を長く続けた、そのため地域の宝を喪失した地域もある。(乱開発による自然など)

したがって、町民が地域のことに無関心になると同時に、町民自ら係わりを持つことの試みもしてこなかった。

地域主権＝地域の個性や地域の宝を探し、地域の課題を町民自ら話し合う協議会を設置する。

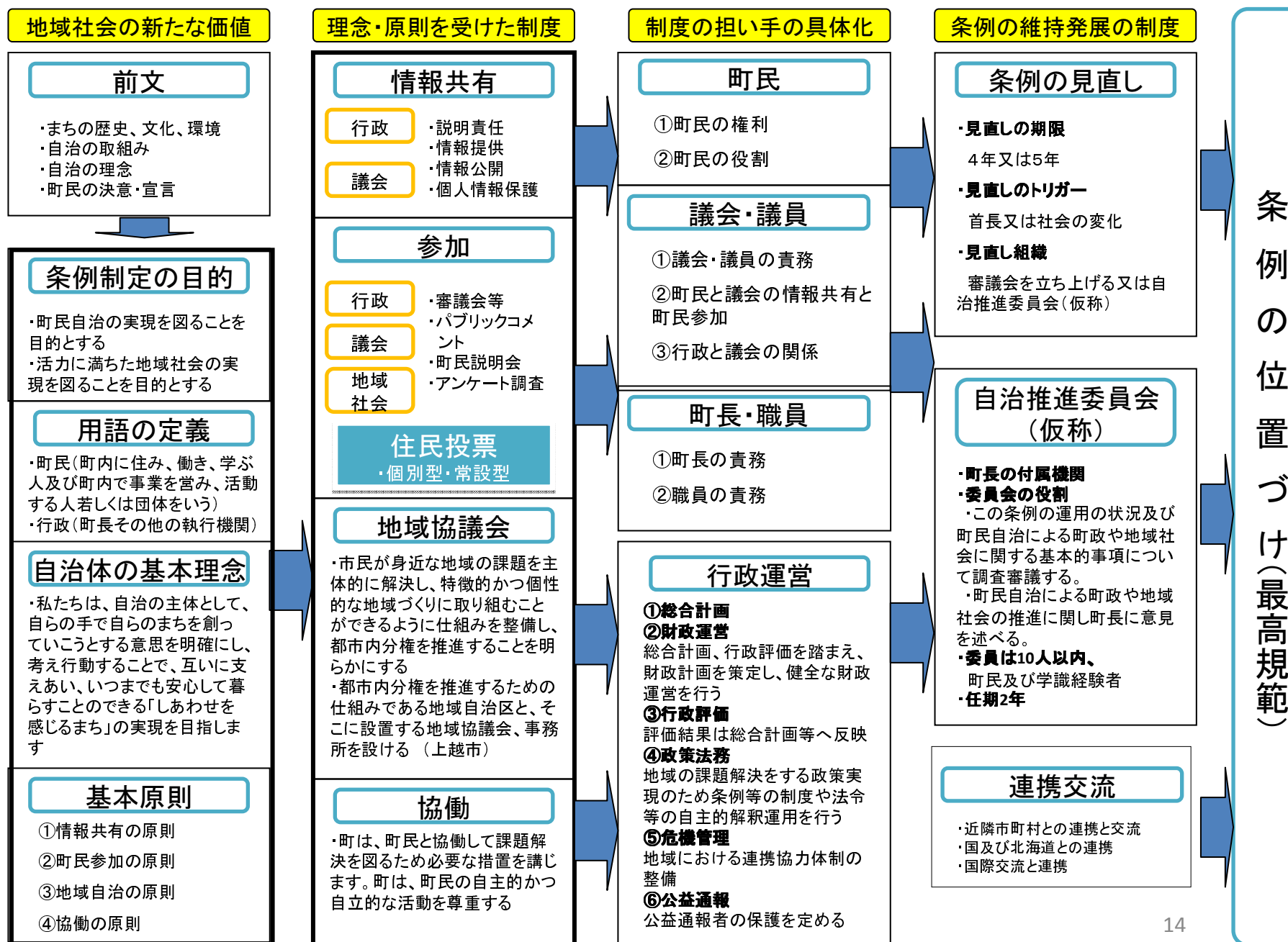
(担い手づくり＝自発的公共関係の再構築)

(内発的課題発見＝地域の自治)

**地域社会の課題＝町民自ら課題発見する
＝町民自ら課題解決を図ることを原則**

協議会で発見された課題は町民自ら解決する。
解決が難しいものは議会及び行政との協働で課題解決を図る。

(参考) 自治基本条例の制度体系(自己決定のルール)



3. 自治基本条例に見る自治の主体

(1) 町民が担うもの(町民も公共を担うー町民の発見)

(市民の権利)

第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行行使することができる。

2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。

(1) 市政運営に関する情報を知る権利

(2) 市民参画をする権利

(3) 協働をする権利

3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。

2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。

(上越市自治基本条例より)

(町民の基本姿勢と役割)

6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。

(八雲町自治基本条例より)¹⁵

(2) 議会・議員が担うもの

(地域主権に対応⇒**議会の再定義**⇒自治体の発見)

(市議会の権限)

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。

(市議会の責務)

第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。

- (1) 市の意思決定機能
- (2) 市政運営の監視機能
- (3) 政策立案機能
- (4) 立法機能

2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。

- (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。
- (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
- (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。

3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則(以下「自治の基本原則」という。)にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

(上越市自治基本条例より)

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。

2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。

(1) 自らの議会活動

(2) 市政運営に関する自らの考え

(上越市自治基本条例より)

(議会の設置)

第28条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

(議会の役割)

第29条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

(議会の権限)

第30条 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

第31条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(八雲町自治基本条例より)

(3) 町長・職員が担うもの

(地域主権に対応⇒**行政の再定義**⇒自治体の発見)

(市長の権限)

第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の代表として、広く**市民の意見を聴く**とともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に**市民の権利を保障する**ことを基本としなければならない。

3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

(上越市自治基本条例より)

(行政の職員の責務)

第38条 行政の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。

2 行政の職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行します。

3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに横断的連携を密にするとともに、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識の習得並びに能力の向上に努めるものとします。

(八雲町自治基本条例より)

(就任時の宣誓)

第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

(ニセコ町まちづくり基本条例より)

(町長の設置)

第36条 町民の信託に基づき、八雲町の代表機関として、町長を置きます。

(八雲町自治基本条例より)

(4) 町民・コミュニティが担うもの

(**担い手づくり**)⇒地域社会の公共性再構築―地域社会の発見)

(コミュニティの役割)

第25 条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとします。

2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとします。

3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。

4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。

(コミュニティにおける町民の役割)

第26 条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。

2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。

(行政の役割)

第27 条 行政は、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、適切な支援を講じるものとします。

2 行政は、コミュニティから協議及び提案を受けたときは、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。

(八雲町自治基本条例より)

(コミュニティ)

第35条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

(都市内分権)

第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

(地域自治区)

第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。

2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。

3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。

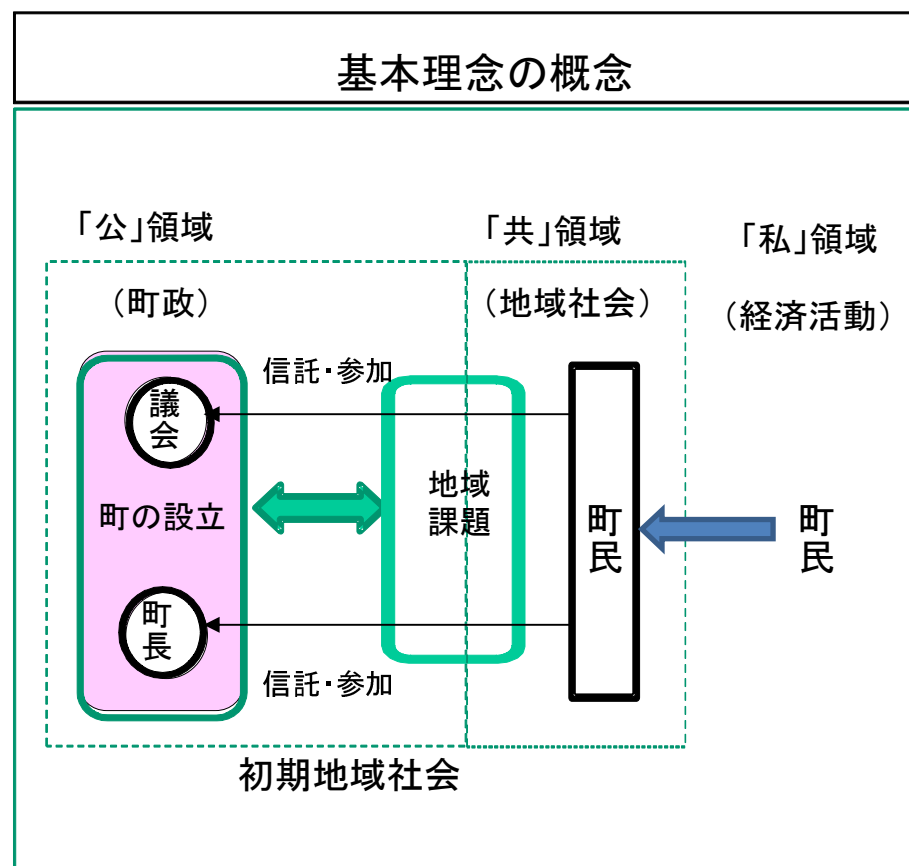
4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

(上越市自治基本条例より)

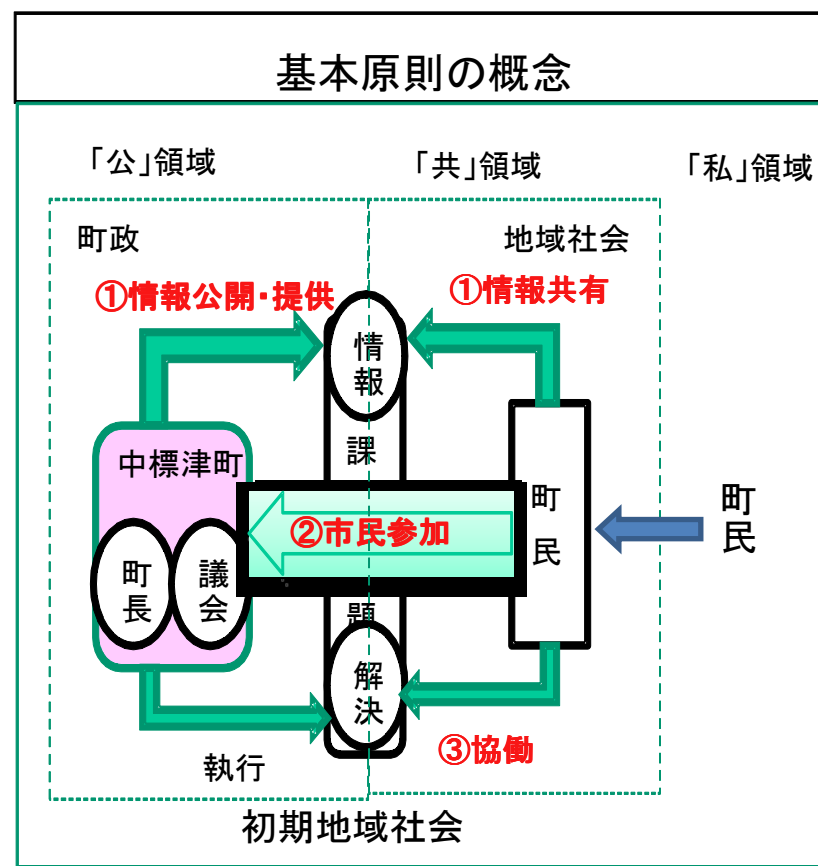
4. 自治基本条例に見る自治のしくみ(自己決定のルール)

公私二元論で起きてしまった公共は議会及び行政が担うという考え方を払拭しなければ、町民主体の自治は実現できない。そこで、初期地域社会は町民の自治で行われていたが、町を設立し、町長と議員を選挙で選出し、地域社会の自治の一部を信託した。残った公領域の地域社会の自治は元々町民が自治を担っていたので、引き続き町民の自治領域であると理念として整理した。

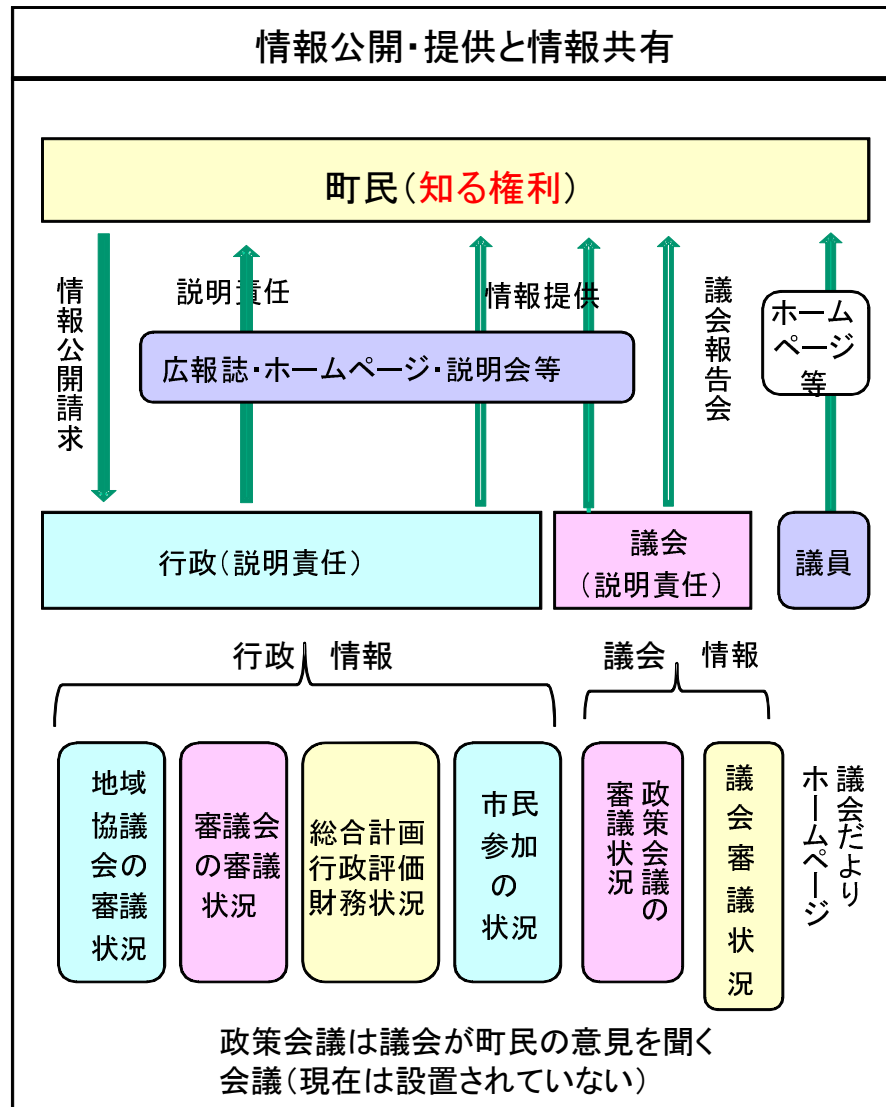
(1) 基本理念



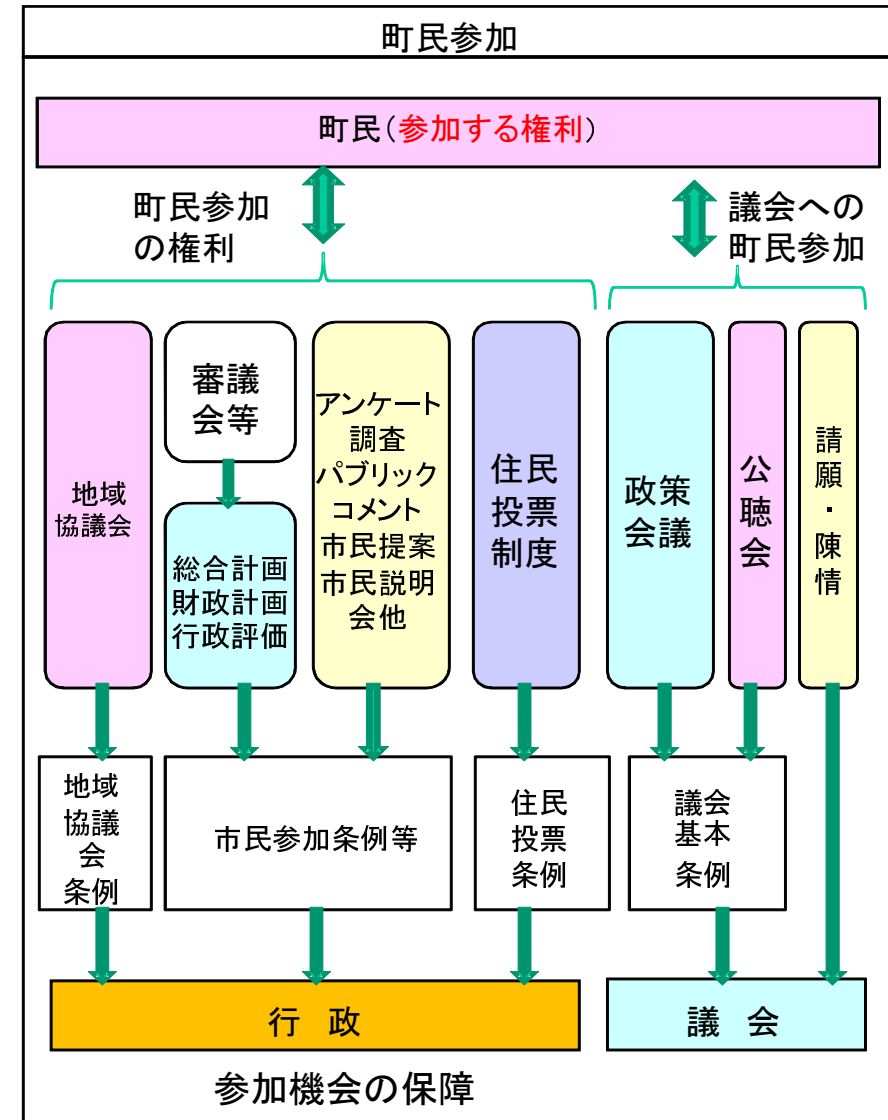
(2) 基本原則



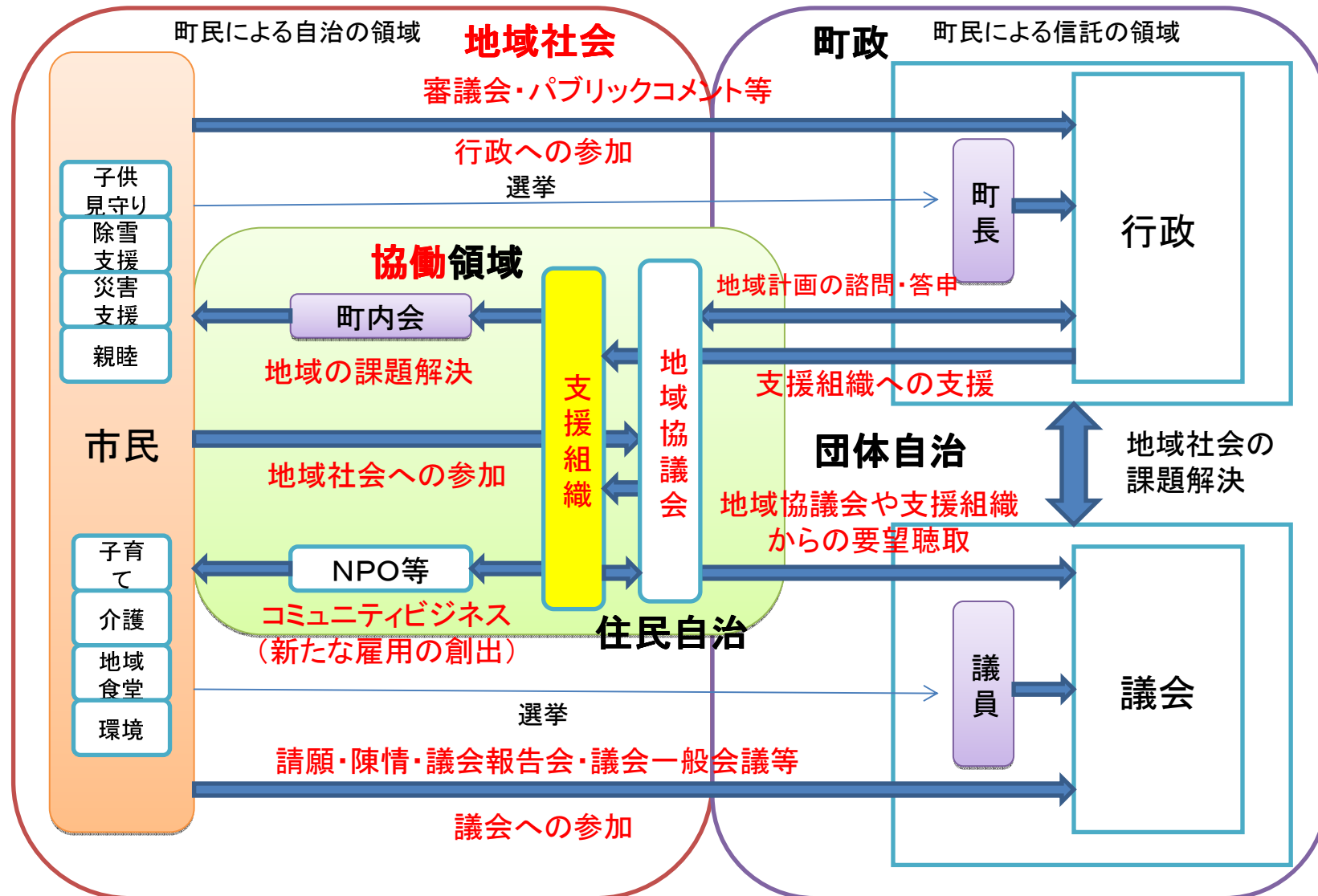
(3) 情報共有(信頼)



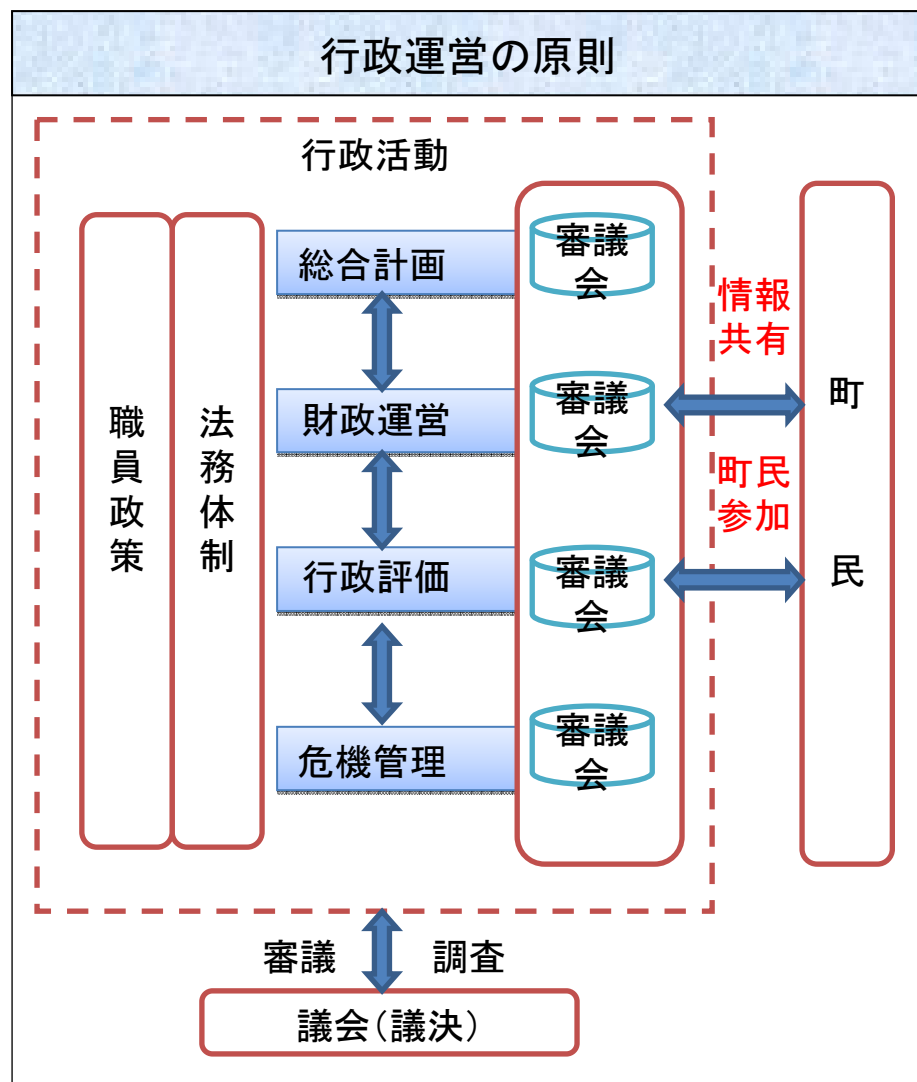
(4) 参加(人と人の絆)



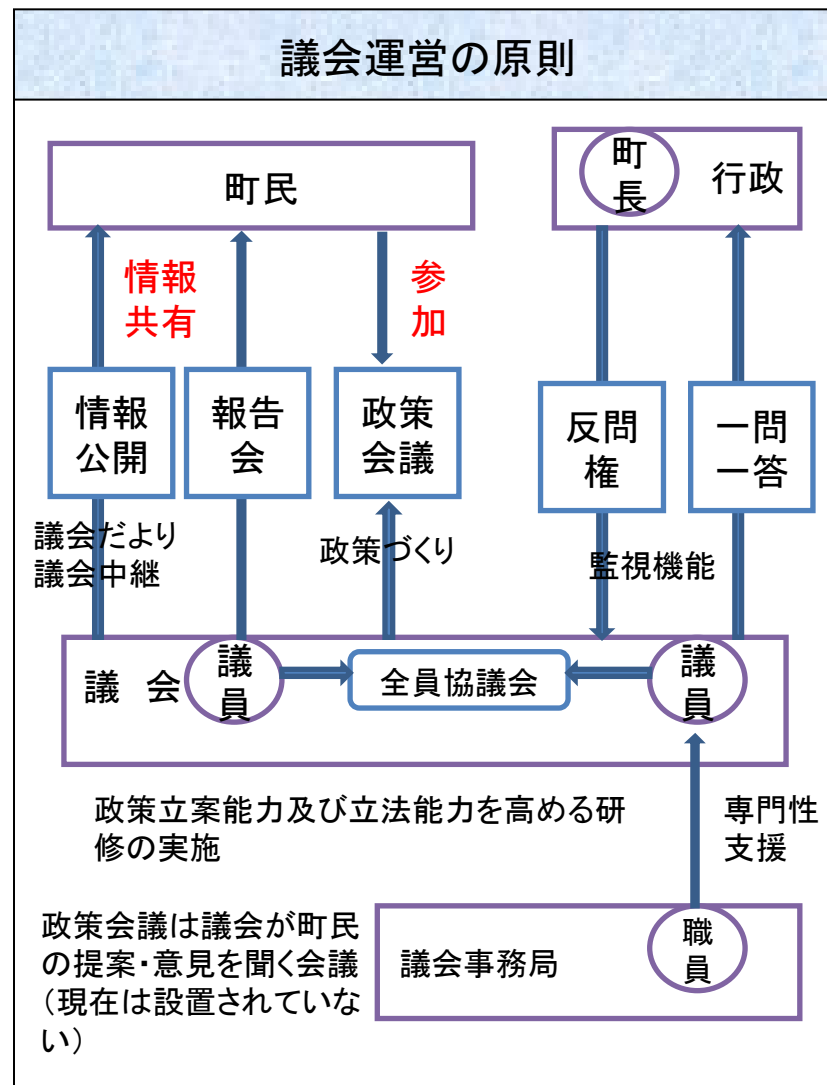
(5) 協働と地域社会(コミュニティ)



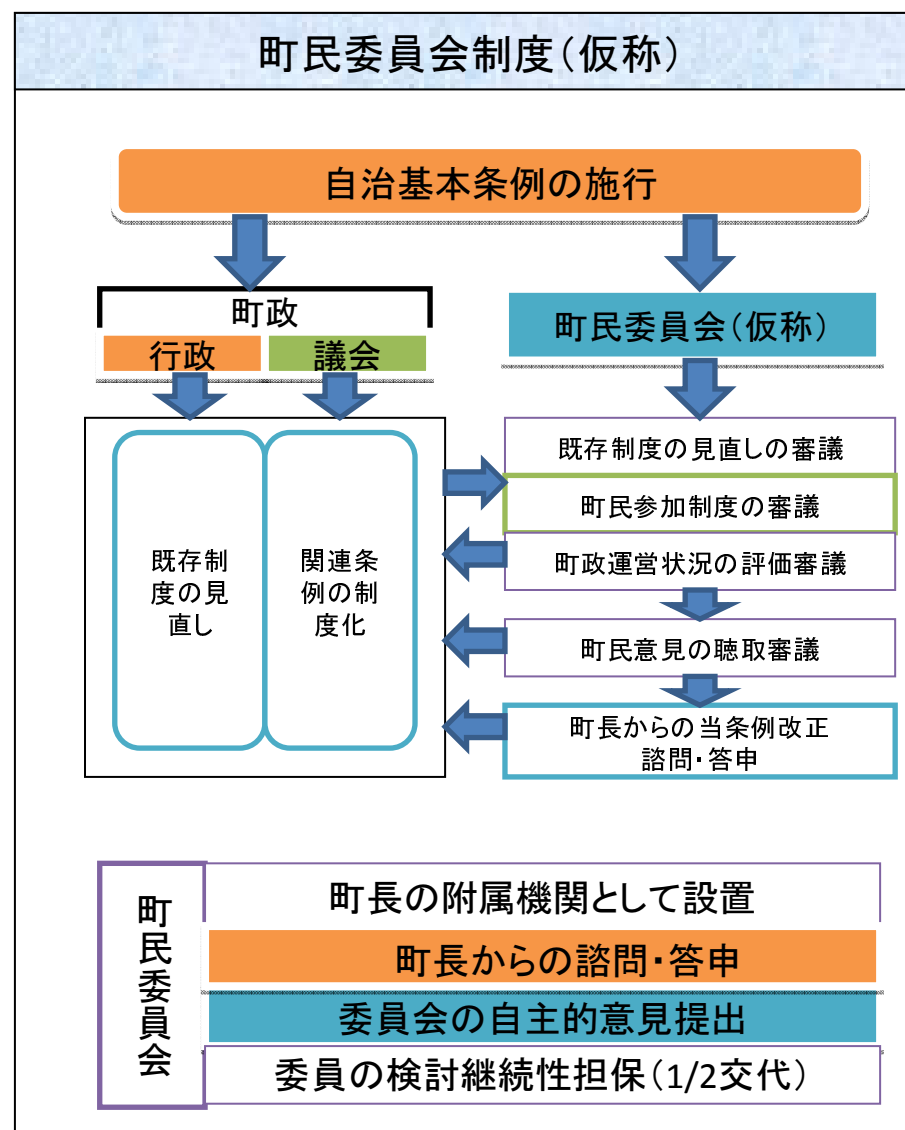
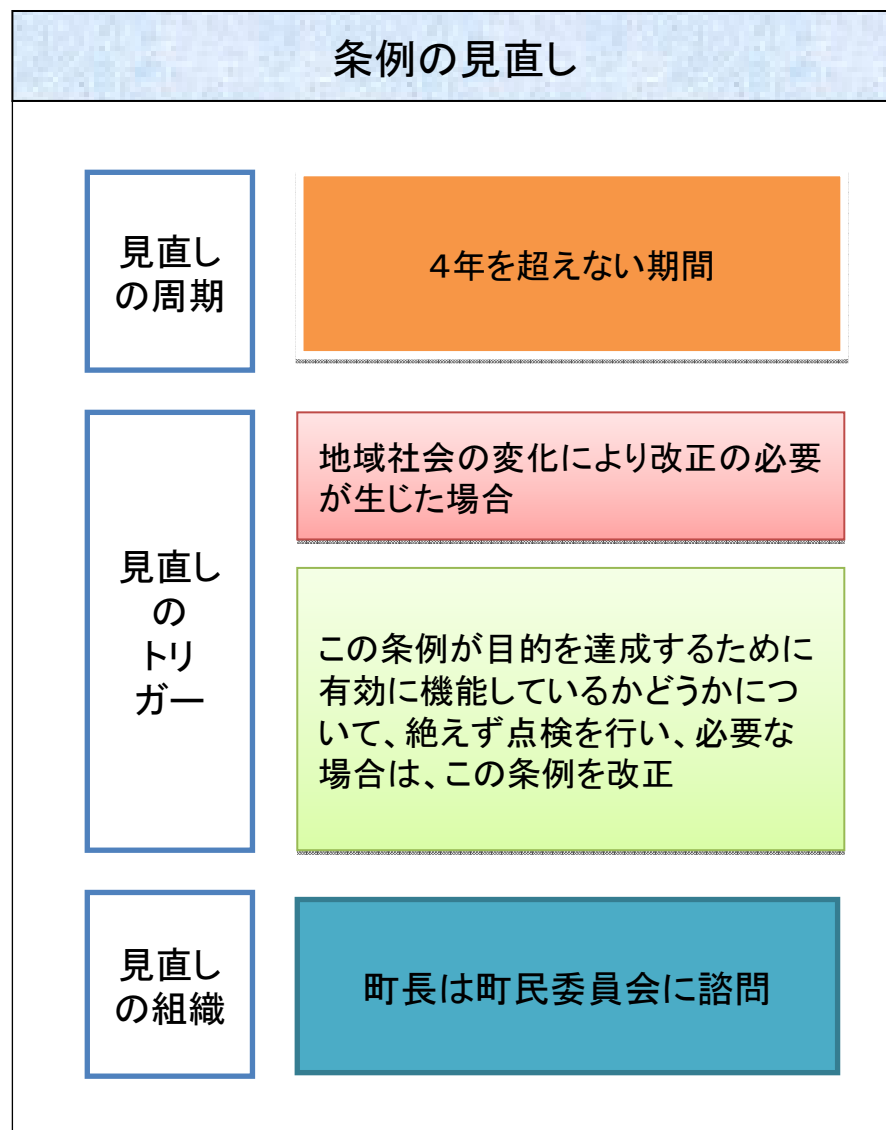
(6) 行政運営



(7) 議会運営



5. 生きた自治基本条例になるために (1) 見直しと町民委員会制度(仮称)



(参考) 自治基本条例施行後の自治体の実態

① 条例の見直しの実施状況



条例見直の内容

NO	内容
13-1	議会の役割と責務について、条項を追加(H17)、委員構成が一方の性に偏らないよう配慮する条項、予算編成過程の公開、条例手続きの厳格化など(H21)
17-3	条例の見直し期間を「2年を超えない期間」から「4年を超えない期間」へ見直し

② 市民自治推進委員会等の設置



(注1) 調査主体 公共政策研究所

(注2) 北海道内の平成13年度～平成21年度末までに施行された30自治体

(注3) 調査期間 平成22年4月26日～5月21日

(2) 自治の主体の意識改革

	町 民	議 会	行 政
基本原則	町政に関する情報の共有 町民参加のもとでの地域社会の自治 町民参加のもとでの町政 協働して地域課題を解決		
町民の権利と議会及び行政の役割の具体	町民の権利 - 町政に関する情報についての知る権利 - 町政に参加する権利 - 行政サービスを受ける権利 町民の役割 - 町の自治の主体として自ら考え行動、積極的に町政及び地域活動へ参加 - 参加するに当たっては発言や行動に責任を持ち、互いを尊重し協力しあう - 行政サービスを受けるために、応分の負担を負う	町民参加の基本 - 広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とし、町政へ広く町民が参加する機会の保障 町民との情報共有と町民参加 - 常任委員会、特別委員会等における参考人制度及び公聴会制度の活用、町民の専門的、政策的識見等の討議への反映 請願、陳情の町民による政策提案としての位置づけ及び審議にあつての提案者からの意見聴取 町民との意見交換の場としての政策会議の開催、これによる政策提案の拡大 議員活動に対する情報提供（インターネットによる議会中継の実施等） 町民との情報共有と町民参加 - 議会報告会を開催、町民意見を聴取し、議会活動へ反映	町民参加の対象 総合計画の基本構想、基本計画、各施策の基本となる計画の策定、見直し 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止 町の施設の新設、改良又は廃止の決定（ただし、別に規則で定める場合を除きます。） 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施

(3) 自治基本条例施行後の自治体(行政)の体制

自治基本条例施行

(町民参加の推進)

第14条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、町民の意思を行政活動へ反映します。

(1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し

(2) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止

(3) 広く町民が利用する公の施設の利用方法に関する事項

(4) 公の施設の新設、改良又は廃止の決定

(5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価

(6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定

(7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択及び実施の決定

2 法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより常に町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項については、町民参加を求めないことができます。

(八雲町自治基本条例より)

制定した自治基本条例の形骸化防止策が必要

町民参加の推進専門担当課又は担当係の設置

マニュアル作成・見直し

参加手法の運用

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 町民意見の公募
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

研修実施

- ・年2回
- ・職員全員参加
- ・アンケート実施

町民参加計画策定

①行政計画から年間町民参加計画を策定する。
町民参加案件と参加手法の検討と周知計画策定

②当該担当課による町民参加計画と周知計画の策定

③①及び②を行政内部会議で承認

進捗管理

- ・町民参加状況の進捗管理
- ・町民参加状況のデータ化と次年度への改善提案
- ・町民参加状況の公表

(参考)自治基本条例施行後の自治体の実態

①職員向け事務マニュアルの作成

あり	なし
12	18
40%	60%



検討主体	あり	なし	あり比率
行政	1	8	11%
市民懇話会	11	10	52%
計	12	18	40%

②職員研修の実施

あり	なし
6	24
20%	80%



検討主体	あり	なし	あり比率
行政	1	8	11%
市民懇話会	5	16	24%
計	6	24	20%

③職員向け事務マニュアルの作成と職員研修の両方を実施

あり	なし
6	24
20%	80%



(4) 生きた条例をつくるための注意点

- ①理念型自治基本条例としない。
⇒情報共有・参加制度など具体的制度規定を設けること
- ②関連条例の制定等を行い制度の体系化を図る。
⇒自治基本条例に制度の具体を規定すること
- ③「……に努めます」という努力規定の表現を使わず、「……を行います」という明確な表現とする。
⇒裁量的ルールではなく、普遍的ルールとすること
- ④作りっぱなしとしない仕組みを内在させる。
⇒見直し・町民委員会制度を規定すること
- ⑤まちづくり型の条例としない。
⇒曖昧な言葉を使用しないこと
まちづくり＝町政（議会＋行政）＋地域社会の造語

最後まで、ご清聴いただき
ありがとうございました。